

釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた売上アップや人材確保などに積極的に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、予算の範囲内において補助する釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「中小企業」とは、次のものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるもの

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号～第8号に定める法人又は法人税法（昭和44年法律第46号）別表第二に該当する法人（一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象とする。）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合又は水産加工業協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）

(2) 「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第1項各号に定めるものをいう。

(目的)

第3条 この事業は、釧路市内の中小企業または小規模事業者が行う、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新製品・新サービス開発、販売促進、店舗改修、人材確保、設備投資に関する事業に対し、その必要となる経費の一部を補助することにより、中小企業または小規模事業者の事業継続、拡大を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新製品・新サービス開発

マーケティング調査、試作品開発やコンサルティング、成分分析等の委託など、新しい製品やサービスの開発に取り組むために必要な事業等

(2) 販売促進

新たな販売方法の導入や、新たな販路を開拓するために取り組む販売促進活動などを行う事業等

(3) 店舗改修

集客力向上に必要な店舗の改修や、工事を伴う店舗建具等を設置する事業等

- (4) 人材確保
人材確保を目的とした事業所の環境整備やW e b ページを構築する事業等
 - (5) 設備投資
生産能力の拡大や新商品・新サービス提供を目的とした機械装置（有形固定資産）などを新たに導入する事業等
- 2 前項に掲げる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 本補助金事業に国や道などの他の補助金を充当していないこと。
 - (2) 事業計画の内容は以下に掲げる事業には該当していないこと。
 - ア 本要綱にそぐわない事
 - イ 公序良俗に反する事業
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号に定める事業、また、同条第 5 項及び同条第 13 項第 2 号により定める事業

（対象事業者）

第 5 条 補助の対象となる事業者は、釧路市内に主たる事業所を有する中小企業または小規模事業者とする。ただし、みなし大企業は対象とならない。

- 2 前項に掲げる対象者が、釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）として、別記 1 に掲げるもののいずれかである場合は、前項の規定にかかわらず補助金を交付しない。

- 3 第 1 項に掲げる対象者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 確定申告を行っていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 創業して 1 年に満たない場合は、市の制度融資を活用していること、もしくは釧路商工会議所が実施する「くしろ地域創業スクール」を修了していること。

（補助対象経費）

第 6 条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものであつて、第 9 条に定める補助対象期間内に支出するものに限る。なお、本補助事業の実施に際しては、原則市内事業者に発注すること。

- (1) 外注費（工事費含む。）
- (2) 通信運搬費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 備品購入費
- (5) 機械装置費
- (6) 負担金（展示会出展料を含む。）

(補助対象外経費)

第7条 次に掲げる経費等は、補助対象としないものとする。

- (1) 対象事業者が課税事業者のうち一般事業者である場合の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- (2) 前号以外の補助対象外経費については、別に定める。

(補助金額等)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に、別表1に掲げる補助率を乗じて得た額であって、各区分に応じて、同表に定める額を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助の期間は、交付決定のあった日から令和5年2月15日までに支出を完了した経費とする。

(申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、次に掲げる関係書類を添付して申請するものとする。

- (1) 釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金申請書兼事業計画書(様式第1号)
 - (2) 履歴事項全部証明書、又は開業届の写し。
 - (3) 直近の決算書及び勘定科目内訳明細書、又は確定申告書の写し(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細書、個別注記表の写し等)
 - (4) 市税の納税証明書(完納)補助申請時点で最新のもの
 - (5) 見積書(原則、釧路市内の事業者からの見積書であること。)の写し。
 - (6) 創業して1年に満たない者で、釧路商工会議所が実施する「くしろ地域創業スクール」を受講した者においては、その修了証書の写し
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、同一申請期間内において、複数の申請をすることはできない。また、既に補助金の交付を受けた者、または補助金を受給した者は申請することができない。

(審査及び決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは速やかに交付決定を行い、釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金交付決定書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は現地を調査することができる。
- 3 補助金の交付申請後、令和4年度の消費税及び地方消費税の確定申告において、補助事業者が簡易課税制度適用者から一般事業者となった場合は、速やかに市長に報告するとともに、補助対象経費に含む消費税及び地方消費税に補助率を乗じて得た額を返還しなければならない。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請内容の変更等)

第 12 条 申請者は、補助金交付決定を受けた後に申請内容に変更、中止及び取下げが生じたときは、直ちに釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金交付(変更・中止・取下げ)承認申請書(様式第 3 号)を市長へ提出しなければならない。ただし、目的の達成及び事業の遂行に支障がないと認められる場合(交付決定額の増減額が 20 パーセント未満の変更の場合に限る。)に限り、市長の承認を不要とする。

2 市長は、前項の規定による承認申請を受けたときは、これを審査し、相当と認めるときは、釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金交付(変更・中止・取下げ)承認書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のもの(以下「処分制限財産」という。)について台帳(様式第 5 号)を作成し、保管状況を明らかにしなければならない。

3 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定める耐用年数を経過するまでの期間において、本補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金取得財産の処分承認申請書(様式第 6 号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿及び書類の備付け等)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間及び前項に定める期間において、市長が必要と認めるときは、書類の全部又は一部の写しを提出し、事業実施の効果について報告するとともに、現地調査に応じなければならない。

(補助の交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第 11 条第 1 項の交付決定全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。

(3) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者として別記2に掲げるもののいずれかであることが分かったとき。

(4) その他補助することが不相当と認められる事実があったとき。

2 補助事業者は、前項による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

(補助実績報告)

第16条 補助対象者は、補助対象事業が完了し、補助対象経費の支払いを終えたときは、事業完了後30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金事業完了報告書(様式第7号-1)に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 事業決算書(様式第7号-2)

(2) 領収書等支出したことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を確認しなければならない。

(補助金額の確定)

第17条 市長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合で、報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し釧路市中小企業・小規模事業者活性化補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、第1項の確定通知書を受領後、速やかに別に指定する請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

別記1 (第5条関係)

(1) 役員等(補助金の交付を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは補助事業に係る事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるもの。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は関与していると認められるもの。

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの。

別記2（第15条関係）

- (1) 別記1に掲げるもの。
- (2) 役員等が、補助事業の実施における購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約に当たり、その相手方が別記1各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの。
- (3) 役員等が、別記1各号のいずれかに該当するものと補助事業の実施において購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約を締結していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が役員等に対して当該契約の解除を求めたにも関わらずこれに従わないもの。

別表1（第8条関係）

対象事業者	補助率	補助金額
中小企業	3分の2	上限50万円
小規模事業者	4分の3	上限30万円